

●香川県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路 線 名 三木牟礼線（38号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字平木字下所 725番1地先から 木田郡三木町大字平木字下所 720番2地先まで	10.0～13.3	76	平成22年3月5日付け香川県告示第75号で変更した区域の全て

4 供用開始の期日 令和8年8月7日